

## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：雇用保険法等の一部を改正する法律案

規制の名称：証明書~~の~~交付の義務付けの対象追加

規制の区分：新設、改正（拡充）、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：厚生労働省職業安定局雇用保険課

評価実施時期：令和6年1月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

専門実践教育訓練給付金は、労働者の中長期的なキャリア形成に資する教育訓練を受講した場合にその費用の一部を支給するもので、資格取得等を実現した場合には上乗せして支給している。本法案による改正後は、教育訓練の受講前後を比較し賃金が一定以上上昇した場合に、現行の上乗せ支給を受けていることを前提として更に上乗せの支給をすることとしており、教育訓練給付金支給対象者に賃金を証明する書類の提出を求めることにより、賃金が一定以上上昇しているかどうか確認することとしている

また、労働者の就業能力を高め雇用の安定を図ることを目的として、被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に当該被保険者の賃金を基礎として基本手当と同様の支給を行う教育訓練休暇給付金を創設することとしており、被保険者に賃金を証明する書類の提出を求めることにより、当該被保険者の賃金を確認することとしている。

このため、教育訓練給付金支給対象者及び教育訓練休暇給付金支給対象者が教育訓練給付の支給を受けるために必要な証明書の交付を事業主、従前の事業主又は委託を受けた労働保険事務組合に請求した場合、当該事業主等はその請求に係る証明書を交付しなければならないこととする。

当該措置を講じない場合、事業主等が証明書を交付しないことにより、教育訓練給付金支給対象者及び教育訓練休暇給付金支給対象者が、これらの給付金を受給できない可能性がある。

#### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

現在、事業主等は、求職者給付及び雇用継続給付等について証明書の交付が義務付けられているが、本法案により、教育訓練給付金及び教育訓練休暇給付金の支給申請に当たって賃金を証明する書類が必要になった場合に、これらの給付金に関して証明書の交付を義務付けていなければ、教育訓練給付金支給対象者及び教育訓練休暇給付金支給対象者が事業主等から賃金を証明する書類を取得できないおそれがある。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

遵守費用として、事業主等は、教育訓練給付金支給対象者及び教育訓練休暇給付金支給対象者から証明書の交付を求められた場合に当該証明書を交付するための費用が生じる。

行政費用として、新たな費用が生じるものはない。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制拡大のため該当せず）

## 3 直接的な効果（便益）の把握

### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるの

か」、つまり定量的に記載することが求められる。

教育訓練給付金支給対象者及び教育訓練休暇給付金支給対象者が、賃金を証明する書類を事業主等から確実に取得できるようになることにより、制度の円滑な遂行が実現されるようになる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

金銭価値化することは困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制拡大のため該当せず）

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。  
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響は想定されない。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記措置により、事業主等には教育訓練給付金支給対象者及び教育訓練休暇給付金支給対象者から証明書の交付を求められた場合に当該証明書を交付するための費用が生じることになるが、現在、既に求職者給付及び雇用継続給付等について同様に証明書の交付を行っており、新たに生じる費用が限定的である一方、教育訓練給付金支給対象者及び教育訓練休暇給付金支給対象者が、賃金を証明する書類を事業主等から確実に取得できるようになることにより、制度の円滑な遂行が実現されるようになるため、上記措置を行うことが適当である。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案として、今般新たに証明書の交付の義務付けの対象となる教育訓練給付の支給を受けるために必要な証明書の交付に係る請求を受けた事業主等に対しては、第76条第4項において準用する同条第3項違反があった場合でも罰則規定の対象とせず、任意での協力を求めるのみにとどめることが想定される。

この場合、事業主等に対する証明書の交付の義務付けの実効性が担保できず、本法案による措置と同程度の便益は期待できないものとする。

このため、本法案による措置と代替案を比較すると、本法案による措置の方が望ましいと考えられる。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

(なし)

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

この法律の施行後 5 年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標の設定は困難。